

# 健康づくり審議会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、健康づくり審議会規則（平成23年兵庫県規則第7号）（以下「規則」という。）第10条の規定により、健康づくり審議会及び部会並びに小委員会（以下「審議会等」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 会長及び部会長並びに委員長（以下「会長等」という。）は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

## (会議の公開)

第3条 会議は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1)情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - (2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が別に定める。

## (会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

## (代理出席)

第5条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状（様式第1号）を会長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

## (委員以外の出席)

第6条 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

## (その他)

第7条 その他、部会及び小委員会の運営に関することは、部会及び小委員会が別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成23年7月22日から施行する。

(様式第1号)

# 委 任 状

平成 年 月 日

健康づくり審議会（部会及び小委員会）  
会長（部会長及び委員長）

様

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

所属・役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、健康づくり審議会運営規程第5条の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の（会議名）に関する職務を委任します。

記

（代理人）

住 所 \_\_\_\_\_

所属・役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印